

江南市における災害被災者用市営住宅入居事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が必要と認めた災害による被災者救済のため被災者が江南市営住宅への入居を希望した場合において、迅速に対応するためその入居事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、地震、落雷、風水害等の自然災害及び火災をいう。

2 この要綱において「被災者」とは、前項の災害を受けた者をいう。

(被災者の判断)

第3条 被災者か否かの判断については、原則として市区町村長が発行する当該災害に係るり災証明書等により行うものとする。

(入居許可)

第4条 被災者の一時的な入居については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び江南市公有財産規則（令和元年規則第31号）第18条第4号の規定による目的外使用許可として次のとおり行うものとする。

- (1) 入居を希望する被災者は、行政財産使用許可申請書（様式第1）に前条に定めらるり災証明書等及び入居希望者の住民票の写しを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、被害の甚大さにより申請の際、り災証明書等が添えられていないときは後日提出するものとする。
- (2) 市長は、行政財産使用許可申請書（様式第1）を審査し、適当と認めた者には許可を決定し、行政財産使用許可書（様式第2）を交付するものとする。
- (3) 市長は、前号の許可をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

(許可期間)

第5条 前条に規定する許可の期間については、次のとおりとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）等の適用を受ける災害等における許可期間は、原則として許可をした日から起算して6か月以内とする。ただし、市長は被災地の復興状況及び入居者の事情等を考慮し、6か月を限度として更新することができる。
- (2) 前号以外の災害については、許可した日から起算して1か月以内とする。ただ

し、市長は被災地の復興状況及び入居者の事情等を考慮し、1か月を限度として更新することができる。

(更新手続き)

第6条 前条に規定する許可期間の更新をしようとする場合は、第4条に定める手続きを再度行うものとする。ただし、行政財産使用許可申請書(様式第1)への添付書類は要しない。

(使用料)

第7条 江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例(平成5年条例第38号)第7条第3号に基づき使用料は免除とする。

(申請の受付)

第8条 被災者の入居については、災害による暫定入居として暫時受け付けるものとする。

(特定入居)

第9条 第4条に定める許可を受けた者について、公営住宅法(昭和26年法律第193号)等の入居者資格要件に該当する者については、必要に応じて災害による特定入居として正式入居とする。この場合においては、公営住宅法、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)及び江南市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成3年条例第46号)の規定を適用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

誓 約 書

私は、市営住宅の一時入居にあたり、下記事項を遵守することを誓約します。なお、誓約に反した場合は、速やかに市の指示に従い、市営住宅を退去します。

記

- 1 使用許可された期限までには住宅を退去し、室内に荷物を残しません。
- 2 申請書記載事項に虚偽があった場合、もしくは入居者又は同居者が暴力団員と判明したときは、直ちに住宅を明け渡します。
- 3 居室を適切に維持、管理します。また、敷地、施設の利用等については、市の指示に従い利用します。
- 4 住宅内の騒音、振動、悪臭及び周辺道路への不法駐車など他の入居者に迷惑となるような行為は行いません。
- 5 犬、猫等の動物を飼育することができないことを了承し、市営住宅に入居している間は飼育しません。
- 6 住宅内のルール等を守り、自治会費・共益費を納入し、共同生活を維持するための自治会活動についても、積極的に参加、協力します。

年 月 日

江南市長殿

住 宅 名

江南市営 住宅 棟 号

入居者氏名

様式第 2 (第 4 条関係)

行政財産使用許可書 (更新)

第 号
年 月 日

様

江南市長 澤田 和延

年 月 日付けの申請については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、下記のとおり許可します。

記

1 使用許可物件

江南市営 住宅 棟 号

2 用途の制限

使用許可を受けた者(以下「入居者」という。)は、使用許可物件を被災者用住宅の用に供さなければならない。

3 使用許可期間

年 月 日から 年 月 日までとする。

4 使用料 免除

5 使用上の制限

- (1) 入居者は、常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 入居者は、指定する用途以外に使用し、又は使用権を他に譲渡し、転貸し、若しくは原状を変更してはならない。
- (3) 入居者は、修繕、模様替えその他の行為をしようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければならない。

6 入居者の費用負担

別表に掲げる費用は、入居者が負担しなければならない。

7 許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、この許可の取消し又は変更をすることができる。

- (1) 市において公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- (2) この許可の条件に違反する行為があると認めたとき。

8 許可の取消し等の損害

前記の許可の取消し等により入居者が損害を被ることがあっても、市は損害を補償しない。

9 原状回復

- (1) 入居者は、使用期間が終了したとき、又は使用する必要がなくなったときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に承認したときは、この限りではない。
- (2) 入居者が原状回復の義務を履行しないときは、市は入居者の負担においてこれを行うことができる。この場合、入居者はなんらの異議を申し立てることができない。

10 損害賠償

入居者は、その責に帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、原状回復した場合は、この限りでない。

11 有益費等の請求権の放棄

入居者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費、必要費その他の費用を請求できない。

12 実地調査及び報告

市長は、必要があるときは担当職員をして随時、実地調査をし、その維持管理及び使用に関して必要な指示をし、又は報告を求めることができる。この場合、入居者は当該職員の立入調査等を拒むことができない。

13 疑義の決定

本条件に関し疑義があるとき、又は使用許可物件の使用について疑義が生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

別 表

区 分	入 居 者 負 担
住戸、共同施設の修繕等に要する費用	<ol style="list-style-type: none"> 1 障子及びふすまの張替えに要する費用 2 ガラスのはめ替えに要する費用 3 畳の表替え（裏返しを含む。）に要する費用 4 建具（附属品含む。）の修繕及び取替えに要する費用 5 ぬれ縁、床板等の部分的な修繕に要する費用 6 壁の汚損箇所の塗替えに要する費用 7 便所の臭気抜きの修繕及びふたの取替えに要する費用 8 便所のくみ取り口の修繕及びふたの取替えに要する費用 9 流し台、調理台、コンロ台、戸棚、郵便箱等の部分的な修繕及び附属金物類の取替えに要する費用 10 電球、反射傘、グローブ、スイッチ、コンセント、ヒューズ等の修繕及び取替え並びに換気扇及び換気孔の修繕に要する費用 11 ガス栓（附属品含む。）の修繕及び取替えに要する費用 12 給水栓（附属品含む。）の修繕及び取替えに要する費用 13 便器、タンク、手洗器及び洗面器に附属する金物類等の修繕及び取替えに要する費用 14 甲の設置したふろがま及び浴槽の修繕に要する費用 15 物干しの修繕及び取替えに要する費用 16 その他前各号に類する修繕に要する費用
住戸、共同施設の電気等の使用料	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気の使用料 2 ガスの使用料 3 上下水道の使用料 4 その他前3号に類するものの使用料
汚物等の処理に要する費用	し尿及びじんかいの消毒、清掃及び処理に要する費用
そ の 他	入居者の責めによりき損した場合の修繕費